

# 狭あい道路拡幅整備事業のあらまし



目黒区内には、道路幅員が4mに満たない狭あい道路が多く存在しています。狭あい道路は、災害時の避難・救援活動に支障をきたすだけでなく、生活環境や都市景観を損なうなど道路としての機能を十分に果たしていません。そこで目黒区では、「目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例」（平成8年7月1日施行）により、狭あい道路に接する敷地で行われる建築などの機会をとらえ、建築主や土地所有者と拡幅整備に関する協議を行い、狭あい道路の解消に努めています。

## 1 狭あい道路とは

- (1) 建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路
- (2) 幅員4m未満の拡幅整備を必要とする道路  
(建築基準法第42条第1項第1号、3号又は5号を除く)

## 2 協議の内容

狭あい道路に接する敷地で、後退用地（東京都建築安全条例第2条の規定による隅切り用地を含む）の区域、拡幅工事の方法、維持管理などについて協議します。

## 3 協議の種別

- (1) 建築に伴う拡幅整備の協議  
狭あい道路に接する敷地に建物を新築・増改築する場合の協議です。建築確認申請提出の3週間前までに協議書を提出してください。
- (2) 任意の拡幅整備の協議  
建築を伴わない敷地で、狭あい道路の拡幅整備を行う場合の協議です。
- (3) 路線別拡幅整備の協議  
建築を伴わない敷地で、狭あい道路の路線ごとに、一斉に拡幅整備を行う場合の協議です。

## 4 工事と助成制度等

建築基準法第42条第2項の道路で、公道の寄付・無償使用承諾と、私道の整備委託の場合に区が拡幅工事を行います。ただし、必要な書類の提出や現場状況等の諸条件があります。これ以外は自主整備（区の拡幅工事適用除外（条例第19条）含む）となります。

また、区が拡幅工事を行う箇所については、次の助成制度があります。

- ア 後退用地内にある塀等の撤去等工事費用の一部助成
- イ 隅切り用地奨励金（公道20万円/箇所、私道5万円/箇所）

## 5 後退用地・隅切り用地の維持管理

後退用地及び隅切り用地は、生活道路・避難路として一般交通に支障の無いよう保全していただく必要があります。植栽やプランターなど通行に支障のあるものを置かないようお願いします。

## 6 狭あい道路拡幅整備の手順

(建築に伴う拡幅整備の場合)

凡例

建築主等が行うこと

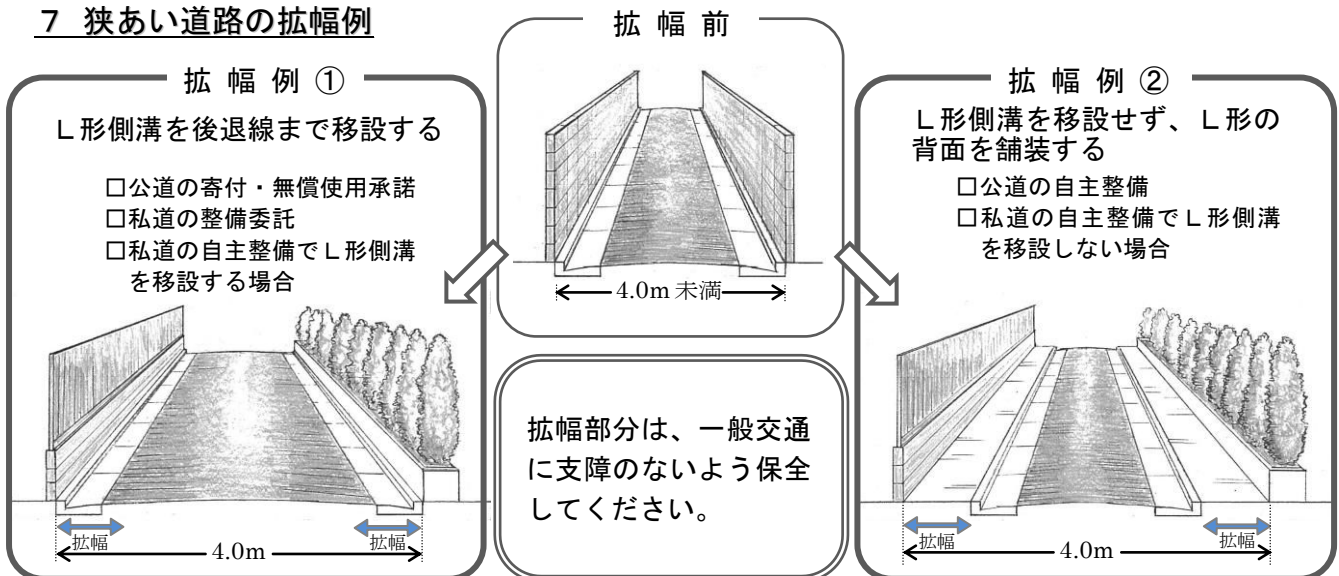
区が行うこと

整備の種類 (いずれかを選択)	公道		私道	公道・私道
	寄付	無償使用承諾	整備委託	自主整備
拡幅工事	区が拡幅工事を行う			建築主が拡幅工事を行う
維持管理	公道に編入し、区が維持管理		建築主等が維持管理	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存L形側溝等を後退線まで移設する。</li> <li>後退用地を道路区域にし、区が維持管理を行う。</li> <li>境界確定済みであること等の諸条件があります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣の私道所有者の承諾を得て、既存L形側溝等を後退線まで移設する。</li> </ul>	
時期			諸条件があります。	
狭あい協議	建築確認申請 3週間前			
↓	狭あい道路拡幅整備協議書の提出			
↓	後退線の判定・舗装整備の種別を確認→副本を返却			
↓	建築確認申請・建築工事着手			
↓	建物竣工 3ヶ月前		建物竣工 2ヶ月前	
↓	寄付・無償使用承諾書の提出		整備委託工事申請書の提出	
↓	後退くいの設置 (建築敷地内に後退線を明示する杭を設置していただきます。)			
↓	建築物完了		建築物完了	
↓	現場立会 (後退くいの確認、工事日程、施工内容の調整などを行います。)			
↓	拡幅工事		拡幅工事	
↓	公道編入		整備引渡書の送付	
↓	区が道路の維持管理		建築主等が道路(後退用地)の維持管理	
↓	維持管理		自主整備完了届の提出	
↓			現場確認 拡幅整備確認書の送付	

※ 区による拡幅工事の注意点

- ① 建築工事完了時期及び区の前予算や工事執行状況により、翌年度の工事になることがあります。
- ② 現場状況等により、区での拡幅工事を行うことができない場合には、自主整備に変更していただくことがあります。
- ③ 区整備の適用除外(条例第19条)の場合は、全て自主整備となります。

## 7 狭あい道路の拡幅例



### お問合せ

目黒区 都市整備部 都市整備課 狭あい道路係 TEL 03-5722-9729 (直通)  
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15 目黒区総合庁舎6F